

# 令和5年第2回 船橋市国民健康保険運営協議会

令和5年8月30日

国保年金課

健康づくり課

# 目次

## 【報告事項】

議題	令和4年度国民健康保険事業特別会計決算について	
	・ 令和4年度制度改正等について	P3
	・ 令和4年度国民健康保険事業の概要	P6
1	世帯数と被保険者数の状況	P6
2	医療費の状況	P7
3	保健事業費の状況	P8
4	保険料（現年分）の状況	P10
5	一般会計繰入金の状況	P11
6	令和4年度国民健康保険事業特別会計決算	P13

## 【概要説明】

	産前産後期間相当保険料免除制度について （令和6年1月1日施行予定）	P16
--	---------------------------------------	-----

## 議題

# 令和4年度国民健康保険事業特別会計決算について

令和4年度制度改正等について（令和4年4月1日施行）

## 1 保険料率の改定について【条例改正】

国民健康保険料のうち、医療分の被保険者均等割額を引き上げました。

均等割額	(改正前)		(改正後)	
医療分	<u>27,360円</u>	⇒	<u>32,360円</u>	5,000円引き上げ
支援分	8,590円	⇒	8,590円	変更なし
介護分	9,610円	⇒	9,610円	変更なし

## 2 保険料の賦課限度額引き上げ【条例改正】

保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています。中低所得者の負担軽減と保険料負担の公平性の確保を図ることを目的に国民健康保険法施行令の一部改正に伴い賦課限度額を以下のように引き上げました。

賦課限度額	(改正前)		(改正後)	
医療分	63万円	⇒	<u>65万円</u>	2万円引き上げ
支援分	19万円	⇒	<u>20万円</u>	1万円引き上げ
介護分	17万円	⇒	17万円	変更なし
合計	99万円	⇒	<u>102万円</u>	3万円引き上げ

### 3 未就学児に係る保険料の均等割額の減額制度の導入【条例改正】

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い未就学児の被保険者均等割額の減額規定を新設しました。

- ・ 軽減対象 全世帯の未就学児
- ・ 軽減内容 未就学児に係る均等割保険料について、その5割を減額

### 4 その他条例の改正について

#### ① 賦課総額の算定に係る引用条項の改正

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定に用いる「財政安定化基金拠出金」及び「財政安定化基金事業借入金」を規定する国民健康保険法の一部改正により当該条項に項ずれが生じたため規定の整備を行いました。

#### ② 賦課総額の算定に係る規定の追加

保険料の減額分として市の一般会計で負担する額は、基礎賦課総額等の算定から除くよう規定していますが、未就学児に係る均等割額の減額制度でも同様の扱いとなることから規定を追加しました。

#### ③ 保険料の減額を規定する条項の見出しの改正

「未就学児の被保険者均等割額の減額」と区別するため保険料の減額を規定した条項の見出しを改めました。

## 5 その他規則改正について（傷病手当金の支給期間延長）

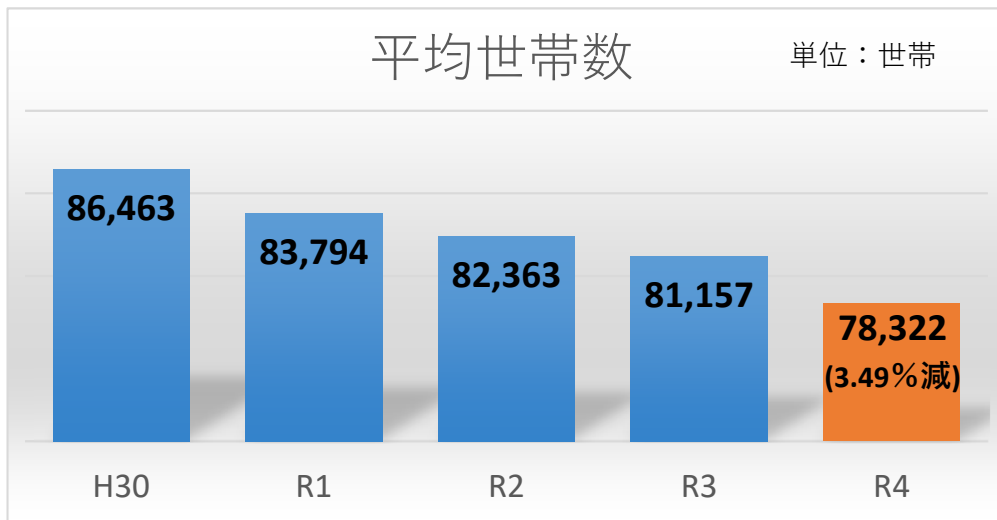
新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金について、令和2年1月1日から令和4年3月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間としていた適用期間を4回改正し、令和5年3月31日まで延長しました。

# 令和4年度国民健康保険事業の概要

## 1 世帯数と被保険者数の状況

### 平均世帯数

単位：世帯



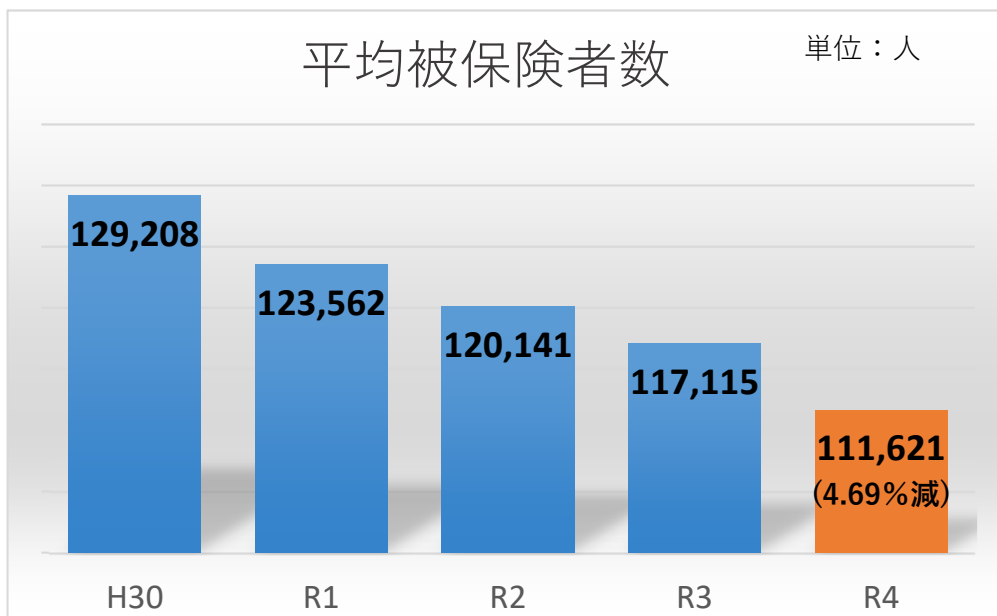
市の人口は緩やかに増加しているが、国保は世帯数、被保険者数がともに減少傾向にある。

#### 【主な理由】

- ・ 加入者数の多い高齢者層が後期高齢者医療制度(75歳以上)へ移行。
  - ・ 1世帯当たりの人数の減少。
- ※ 1世帯当たり1.43人  
(令和3年度は1.44人)

### 平均被保険者数

単位：人

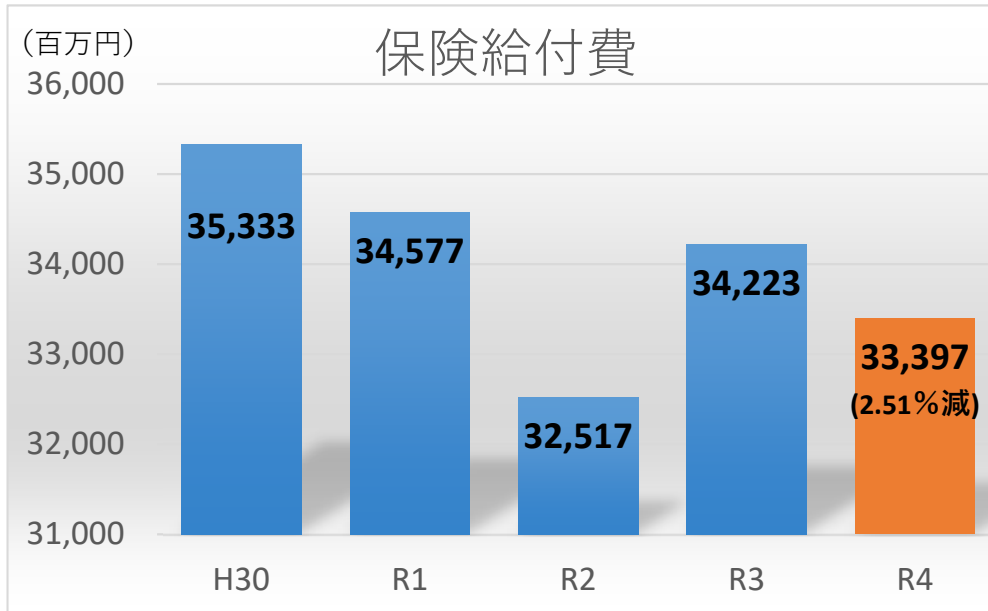


#### 【参考】

船橋市の世帯数・人口  
317,341世帯  
647,597人  
(令和5年4月1日時点)

# 令和4年度国民健康保険事業の概要

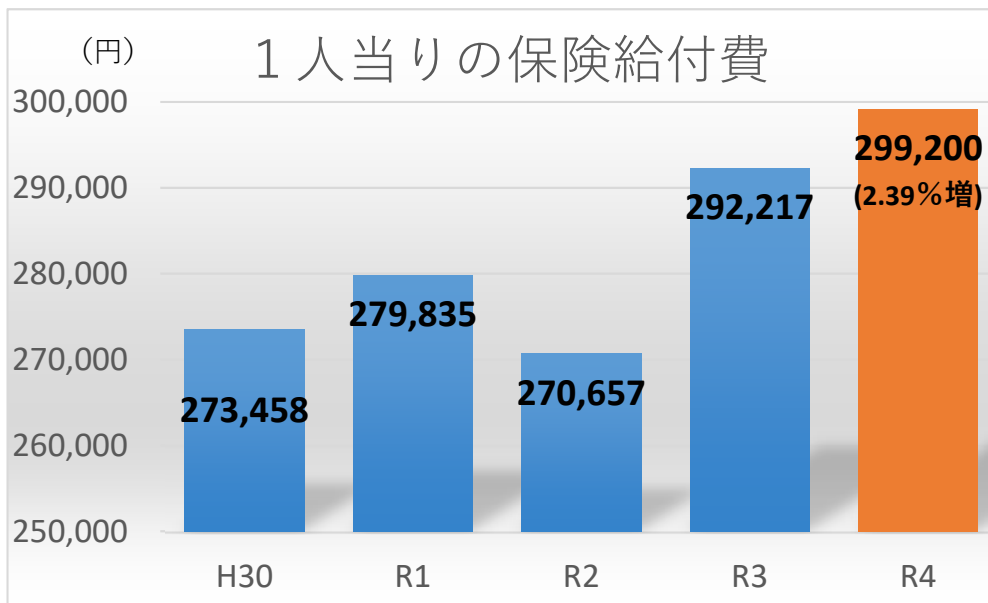
## 2 医療費の状況※「国保のてびき」8ページ参照



### 保険給付費

医療費から被保険者が実際に負担した費用等を差し引いた残りの費用。

(保険者(船橋市)が負担)



### 1人当たりの保険給付費

保険給付費は減少傾向にあるが、被保険者数の減少がより顕著であり、1人当たりの保険給付費は上昇傾向にある。

# 令和4年度国民健康保険事業の概要

## 3 保健事業費の状況※「国保のてびき」35ページ参照

令和4年度決算額 約4億6,005万円（うち特定健康診査等事業費 約4億4,589万円）  
 令和3年度決算額 約4億9,512万円（うち特定健康診査等事業費 約4億8,079万円）  
 増減率 7.08%減（うち特定健康診査等事業費 7.26%減）

### (1) 市町村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健康診査 受診率	48%	51%	54%	57%	60%	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導 実施率	35%	40%	45%	50%	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
計画期間	特定健康診査等実施計画 第2期					特定健康診査等実施計画 第3期					

※H29及びR5の目標値は厚生労働省が定めており、左記以外の年度は船橋市独自で設定



## (2) 船橋市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
H29	87,604人	42,317人	48.3%	4,527人	1,249人	27.6%
H30	83,758人	39,443人	47.1%	4,337人	1,334人	30.8%
R1	80,672人	38,700人	48.0%	4,240人	1,415人	33.4%
R2	79,571人	33,287人	41.8%	3,650人	732人	20.1%
R3	77,190人	32,403人	42.0%	3,439人	969人	28.2%

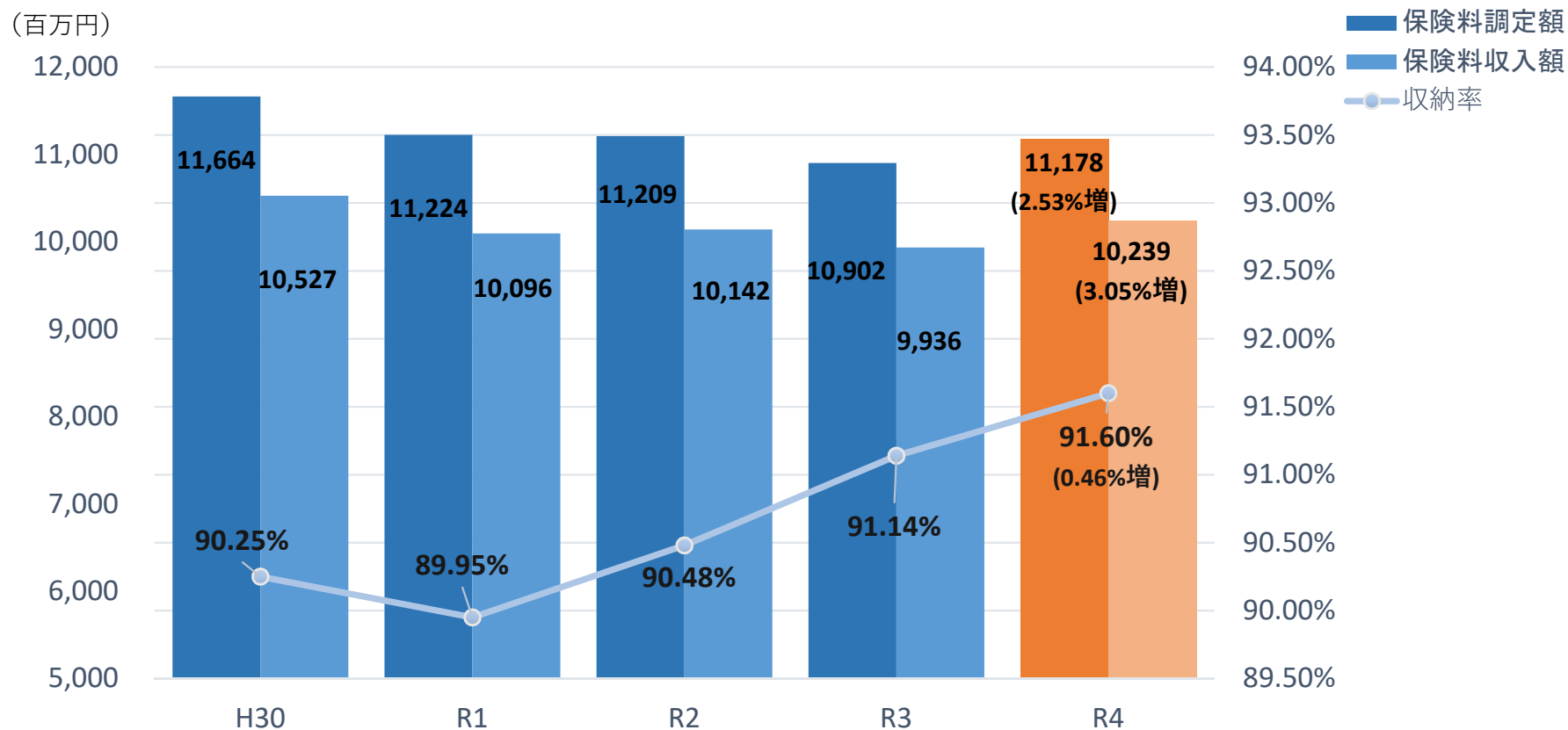
※対象者数、受診者数、受診率、実施率は、年度内に資格異動がない人の実績。  
令和4年度実績の確定は、令和5年10月末のため未集計。

### 【法定報告における船橋市の順位】

区分 年度	特定健康診査 受診率		特定保健指導 実施率	
	中核市	千葉県内市	中核市	千葉県内市
R2	8位／62	6位／37	32位／62	17位／37
R3	12位／62	8位／37	17位／62	12位／37

# 令和4年度国民健康保険事業の概要

## 4 保険料（現年分）の状況※「国保のてびき」20ページ参照



※（ ）内は対前年度比

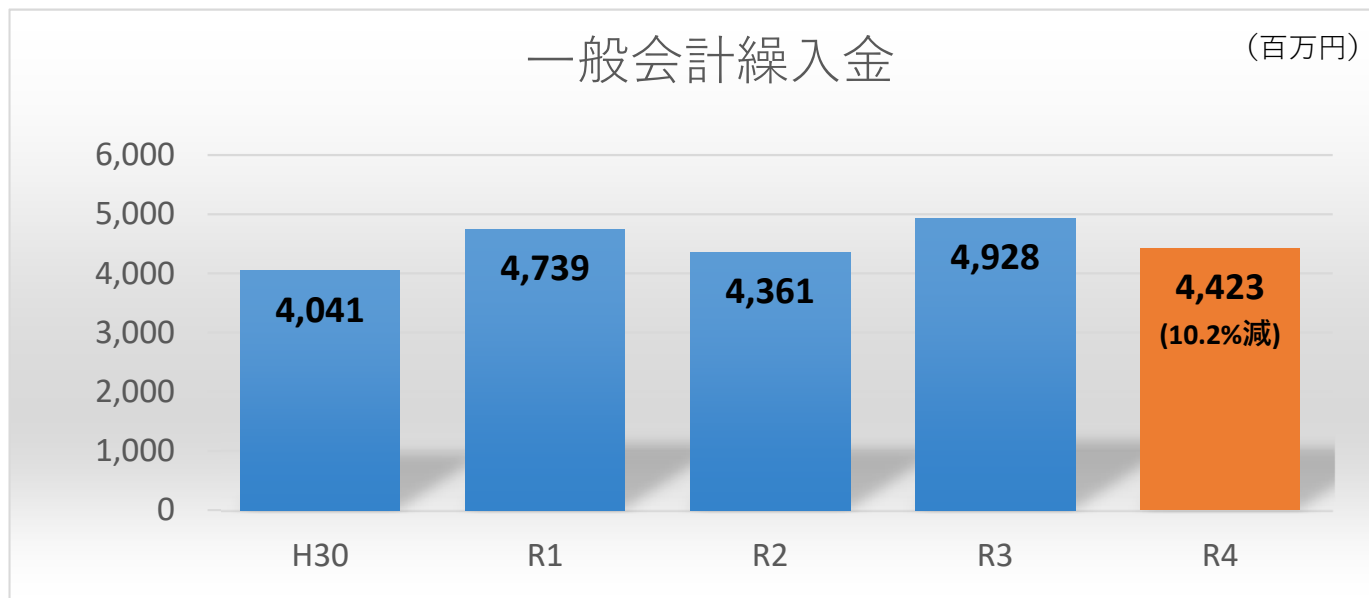
令和4年度の保険料収入額は、被保険者が前年度より減少しているが、保険料(均等割)を引き上げたことから調定額ベースで2億7,643万円増額となった。

一方、収納率については上昇しており、外国人世帯に対する収納対策をはじめ継続的な取り組みを強化してきたことが収納率向上の要因のひとつであると考えられる。

# 令和4年度国民健康保険事業の概要

## 5 一般会計繰入金の状況

### 1 一般会計繰入金



各市町村は、県が次年度の保険給付費等の見込額から公費等で賄われる部分を除いた費用を負担します。(国民健康保険事業費納付金)

この支出は、本来、保険料収入により賄う必要がありますが、賄いきれない分については、市の一般会計（市税等）から補填しています。この補填分を**一般会計繰入金**と言います。

一般会計繰入金は、法律により一般会計から補填ができる**法定内繰入金**とその他の**法定外繰入金**があります。（詳しくは次頁で説明します。）

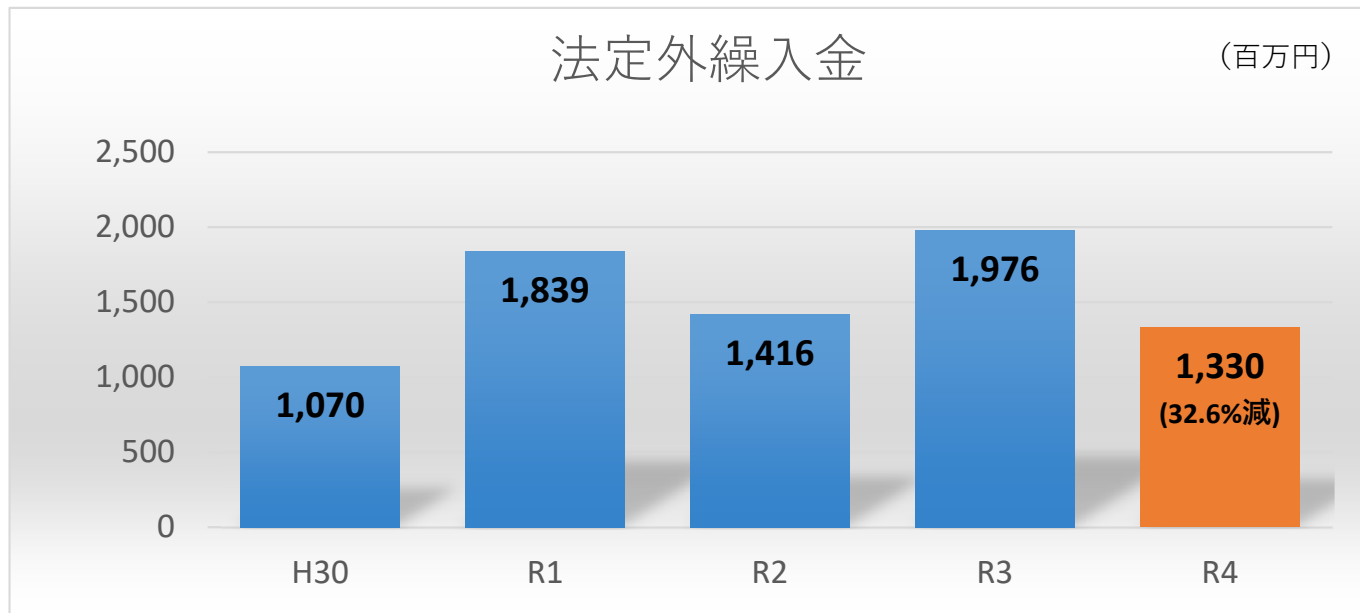
令和3年度は県への納付金が増加したこと及び保険料収入が減少したこと等により増加しましたが、令和4年度は保険料(均等割)の見直しにより保険料収入が増加したことにより減少しました。

## 2 法定内繰入金

法定内繰入金3,093百万円の内訳は、以下の通りです。

- ・ 保険基盤安定繰入金：2,152百万円
- ・ 未就学児均等割保険料繰入金：34百万円
- ・ 職員給与費等繰入金：739百万円
- ・ 出産育児一時金等繰入金：81百万円
- ・ 国保財政安定化支援事業繰入金：87百万円

## 3 法定外繰入金



法定外繰入金は、決算補填等目的(836百万円)と決算補填等以外の目的(494百万円)に分けられます。

6 令和4年度 国民健康保険事業特別会計 決算 総括表（歳出）

単位：円

区 分	概 要	当初予算額	補正・ 充当・流用	予算現額 ①	支出済額 ②	不用額 ①－②
総務費		816,400,000	0	816,400,000	740,211,185	76,188,815
保険給付費		34,364,000,000	300,000,000	34,664,000,000	33,631,535,744	1,032,464,256
療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付（7割、8割） ※「国保のてびき」8ページ	29,793,500,000	105,012,817	29,898,512,817	28,906,483,931	992,028,886
一般被保険者分	（年間平均被保険者数111,621人）	29,793,400,000	105,012,817	29,898,412,817	28,906,483,931	991,928,886
退職被保険者等分	（年間平均被保険者数 0人）	100,000	0	100,000	0	100,000
療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付 ※10,11ページ	293,290,000	8,528,359	301,818,359	301,677,072	141,287
一般被保険者分		293,190,000	8,528,359	301,718,359	301,677,072	41,287
退職被保険者等分		100,000	0	100,000	0	100,000
審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会へ支払う手数料	69,060,000	0	69,060,000	68,404,812	655,188
高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※15ページ	4,004,520,000	186,458,824	4,190,978,824	4,182,777,843	8,200,981
一般被保険者分		4,004,420,000	186,458,824	4,190,878,824	4,182,777,843	8,100,981
退職被保険者等分		100,000	0	100,000	0	100,000
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※18ページ	6,600,000	0	6,600,000	5,824,367	775,633
一般被保険者分		6,500,000	0	6,500,000	5,824,367	675,633
退職被保険者等分		100,000	0	100,000	0	100,000
移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用 ※13ページ	350,000	0	350,000	110,550	239,450
一般被保険者分		300,000	0	300,000	110,550	189,450
退職被保険者等分		50,000	0	50,000	0	50,000
出産育児諸費	出産費の助成及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料 ※12ページ	159,680,000	▲ 8,911,001	150,768,999	121,146,168	29,622,831
葬祭諸費	葬祭費の助成（1件5万円） ※13ページ	36,000,000	0	36,000,000	35,200,000	800,000
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給 ※40ページ	1,000,000	8,911,001	9,911,001	9,911,001	0
国民健康保険事業費納付金 ※3ページ		14,915,400,000	0	14,915,400,000	14,915,348,185	51,815
医療給付費分	保険給付費を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	10,012,490,000	0	10,012,490,000	10,012,456,828	33,172
一般被保険者医療給付費分		10,008,500,000	0	10,008,500,000	10,008,472,470	27,530
退職被保険者等医療給付費分		3,990,000	0	3,990,000	3,984,358	5,642
後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	3,651,830,000	0	3,651,830,000	3,651,820,358	9,642
一般被保険者後期高齢者支援金等分		3,651,830,000	0	3,651,830,000	3,651,820,358	9,642
退職被保険者等後期高齢者支援金等分		0	0	0	0	0
介護納付金分	介護納付金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	1,251,080,000	0	1,251,080,000	1,251,070,999	9,001
共同事業拠出金		100,000	0	100,000	980	99,020
その他共同事業事務費拠出金	退職被保険者にかかる事務処理費用として千葉県国保連合会へ拠出	100,000	0	100,000	980	99,020
保健事業費		537,400,000	0	537,400,000	460,045,176	77,354,824
保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等 ※36ページ、39ページ	15,220,000	0	15,220,000	14,155,967	1,064,033
特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用 ※35ページ	522,180,000	0	522,180,000	445,889,209	76,290,791
諸支出金	保険料の還付金、国県負担金等の精算による返還額	92,700,000	0	92,700,000	80,506,456	12,193,544
予備費		100,000,000	0	100,000,000	0	100,000,000
歳 出 合 計		50,826,000,000	300,000,000	51,126,000,000	49,827,647,726	1,298,352,274

※「国保のてびき」参照ページ

6 令和4年度 国民健康保険事業特別会計 決算 総括表（歳入） その1

単位：円

区 分		概 要			当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①		
国民健康保険料 ※「国保のてびき」20～23ページ					10,822,000,000	0	10,822,000,000	11,013,994,327	191,994,327		
一般分国民健康保険料			所得割	均等割	限度額						
医療給付費分現年賦課分	医療分	(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) ×6.50%			32,360円 ×人数	65万円	7,195,600,000	7,195,600,000	7,177,575,440	▲18,024,560	
介護納付金分現年賦課分	(0～74歳)						600,700,000	600,700,000	605,011,295	4,311,295	
後期高齢者支援金分現年賦課分	後期支援分	(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) ×2.63%			8,590円 ×人数	20万円	2,499,100,000	2,499,100,000	2,488,305,006	▲10,794,994	
医療給付費分滞納繰越分	(0～74歳)						354,500,000	354,500,000	497,232,376	142,732,376	
介護納付金分滞納繰越分	介護分	(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) ×1.20%			9,610円 ×人数	17万円	41,400,000	41,400,000	58,998,717	17,598,717	
後期高齢者支援金分滞納繰越分	(40～64歳)						129,900,000	129,900,000	185,925,798	56,025,798	
退職分国民健康保険料							800,000	0	800,000	945,695	145,695
医療給付費分現年賦課分	医療分・・・国民健康保険の医療費に充てる						2,000	0	2,000	0	▲2,000
介護納付金分現年賦課分	後期支援分・・・後期高齢者医療制度の費用に充てる						2,000	0	2,000	0	▲2,000
後期高齢者支援金分現年賦課分	介護分・・・介護保険制度の費用に充てる						2,000	0	2,000	0	▲2,000
医療給付費分滞納繰越分	基本は医療分と後期支援分の所得割と均等割が賦課される。40～64歳は介護分の所得割						520,000	0	520,000	603,588	83,588
介護納付金分滞納繰越分	と均等割が加えられる。賦課額には限度があり、1世帯の限度額は最高102万円。						94,000	0	94,000	111,426	17,426
後期高齢者支援金分滞納繰越分							180,000	0	180,000	230,681	50,681
国庫支出金					1,700,000	0	1,700,000	919,000	▲781,000		
総務費国庫補助金		マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援事業に係る補助金			1,520,000	0	1,520,000	809,000	▲711,000		
災害臨時特例補助金		東日本大震災被災者の保険料・一部負担金の減免等に対する補助金			180,000	0	180,000	110,000	▲70,000		

6 令和4年度 国民健康保険事業特別会計 決算 総括表（歳入） その2

単位：円

区 分	概 要	当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①
県支出金		34,910,000,000	300,000,000	35,210,000,000	34,239,188,820	▲ 970,811,180
健康増進事業補助金	慢性腎臓病重症化予防事業に対して支払われる補助金	21,914,000	0	21,914,000	14,745,000	▲ 7,169,000
保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	34,888,086,000	300,000,000	35,188,086,000	34,224,443,820	▲ 963,642,180
普通交付金	保険給付費（出産育児諸費・葬祭費・傷病手当金を除く）に応じて交付(100%)	34,167,320,000	300,000,000	34,467,320,000	33,401,201,820	▲ 1,066,118,180
特別交付金	保険者としての努力を行う自治体に対して国の指標に基づき交付される交付金等	720,766,000	0	720,766,000	823,242,000	102,476,000
財産収入	国民健康保険財政調整基金の運用収入	100,000	0	100,000	5,014	▲ 94,986
繰入金		4,945,400,000	0	4,945,400,000	4,593,519,543	▲ 351,880,457
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	4,775,400,000	0	4,775,400,000	4,423,519,543	▲ 351,880,457
保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	2,053,285,000	0	2,053,285,000	2,152,518,471	99,233,471
(保険料軽減分)	保険料軽減額と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（県：市=3：1）	1,223,950,000	0	1,223,950,000	1,272,672,329	48,722,329
(保険者支援分)	平均的な保険料と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	829,335,000	0	829,335,000	879,846,142	50,511,142
未就学児均等割保険料繰入金	未就学児の保険料軽減のための繰入金（国：県：市=2：1：1）	32,839,000	0	32,839,000	33,831,167	992,167
職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	814,597,000	0	814,597,000	739,128,862	▲ 75,468,138
出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2/3）	106,400,000	0	106,400,000	80,546,666	▲ 25,853,334
国保財政安定化支援事業	保険料軽減世帯割合・病床数・高齢者の割合が多い場合に国が限定的に認めている繰入金	92,279,000	0	92,279,000	86,622,377	▲ 5,656,623
その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金	1,676,000,000	0	1,676,000,000	1,330,872,000	▲ 345,128,000
財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	170,000,000	0	170,000,000	170,000,000	0
繰越金		100,000	0	100,000	252,399	152,399
諸収入	延滞金、不正利得等の返納金及び交通事故など第三者の不法行為による返納金等	146,700,000	0	146,700,000	178,665,395	31,965,395
<b>歳 入 合 計</b>		<b>50,826,000,000</b>	<b>300,000,000</b>	<b>51,126,000,000</b>	<b>50,026,544,498</b>	<b>▲ 1,099,455,502</b>

歳 入 合 計 50,026,544,498 円

歳 出 合 計 49,827,647,726 円

差 引 額 198,896,772 円

基金積立 198,000,000

繰越金額 896,772

歳入歳出の差引額が1億9,889万6,772円となり、このうち1億9,800万円を国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てます。

また、残りの89万6,772円については、令和5年度へ繰り越します。

財政調整基金に積み立てたお金は、予算時に取崩したり、また決算時に、県支出金のうち保険給付費等交付金（普通交付金）について、概算で歳入に受け入れていることから、翌年度に精算する際、年度間調整を行うための財源として使用しております。

# 産前産後期間相当保険料免除制度について

(令和6年1月1日施行予定)

## 船橋市国民健康保険条例の一部を改正 (予定)

### ①制度概要

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する被保険者の国民健康保険料について、産前産後期間相当分（4ヶ月分（多胎妊娠の場合は6ヶ月分））の均等割額及び所得割額を免除します。（国より示される詳細を受け、法施行に合わせて、本市条例の改正を行う予定です）

### ②制度内容

- ・ 免除対象 出産する被保険者
- ・ 免除内容 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月分（多胎妊娠の場合は6ヶ月分））の均等割額及び所得割額の国民健康保険料

【単胎妊娠の場合】 4ヶ月間の保険料（均等割＋所得割）を免除

前月	出産(予定)日	翌月	翌々月
1	2	3	4

【多胎妊娠の場合】 6ヶ月間の保険料（均等割＋所得割）を免除

3ヶ月前	前々月	前月	出産(予定)日	翌月	翌々月
1	2	3	4	5	6